

第1回 宮城県学校防災体制在り方検討会議 議事録

委員名	発言内容
三浦総括 16:28	<p>定刻より少し早いですが、今から宮城県学校防災体制在り方検討会議を開催いたします。開会にあたりまして、宮城県教育委員会教育長伊東昭代より挨拶を申し上げます。</p>
伊東教育長 16:29	<p>宮城県教育委員会教育長の伊東昭代でございます。皆様には大変お忙しい中、宮城県学校防災体制在り方検討会議の委員をお引き受けいただきました。また、本日の第1回目の会議に出席をいただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。</p> <p>東日本大震災から、間もなく9年が経過しようとしております。震災によって亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。昨年10月に、大川小学校事故に係る最高裁の決定によって、仙台高裁の判決が確定をいたしました。後程、その判決の概要を説明申し上げますが、学校における事前防災の重要性と、その責務が明示されました。また震災から間もなく10年目に入るこの時期、震災の経験や教訓、何より児童生徒の命を守る、そのことの重みを伝えていくという点もたいへん重要だと考えております。</p> <p>宮城県教育委員会では、東日本大震災の教訓をもとに、平成24年に策定いたしました「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、防災教育の充実と、防災管理体制の強化に取り組んで参りましたが、この最高裁決定を踏まえ、改めて安全安心な学校防災体制の構築に向け、専門家の皆様のご意見をいただきながら、これまでの本県の学校防災の取組の検証、そして見直し、新たな取組を検討していくことが必要であると考え、この検討会を開催するものでございます。</p> <p>本日は、これまでの取組等につきまして説明をさせていただきますが、忌憚のない御意見、御指摘を頂戴したいと思っております。今後の学校防災体制のさらなる強化に向けまして、市町村委員会や学校とともに作っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
三浦総括 16:33	<p>それでは、本日の出席者を紹介いたします。お配りしております座席表及び出席者名簿をご覧ください。</p> <p>初めに、6名の委員をご紹介します。</p> <p>多賀城市教育委員会教育長麻生川敦様でございます。</p> <p>銀座パートナーズ法律事務所、弁護士、岡本正様でございます。</p> <p>学校安全教育研究所代表戸田芳雄様でございます。</p> <p>東北大学災害科学国際研究所所長、今村文彦様でございます。</p> <p>名取市立みどり台中学校校長平塚真一郎様でございます。</p> <p>富谷市立成田中学校支え隊コーディネーター、増田恵美子様でございます。</p>

次に事務局の職員を紹介いたします。
ただいま挨拶を申し上げた、宮城県教育委員会教育長伊東昭代でございます。
教育次長の千葉章でございます。
同じく松本文弘でございます。
教職員課長の中村真太郎でございます。
義務教育課長の奥山勤でございます。
スポーツ健康課長の駒木康伸でございます。
総務部危機管理監の東海林清弘でございます。
総務部危機対策課長の菅原正でございます。

続いて、本日の配付資料を確認させていただきます。本日の会議資料はお手元にお配りしております、次第、出席者名簿、座席表のほかに、次第に記載しております資料につきましては、1から4までの資料。参考資料につきましてはお手元に立ててございますが、6名の委員のみ、1から8までの資料をお配りしております。ご確認ください。過不足がありましたら、最寄の職員まで申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは次第にそって進行させていただきます。

4. 趣旨説明について、スポーツ健康課長駒木が申し上げます。

駒木課長
16:36

スポーツ健康課長をしております駒木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私の方から、趣旨説明をさせていただきます。着座で失礼させていただきます。配布しております資料1の宮城県学校防災体制在り方検討会議設置要綱を御覧ください。まず本検討会議の目的についてですが、先ほど教育長からの挨拶にもありましたように、昨年10月に、石巻市立大川小学校の事故に関する最高裁決定を受け、文部科学省が自然災害に対する学校防災体制の強化、及び実践的な防災教育の推進について、と題した通知を12月に発出し、これを県教育委員会が受けまして、専門家も取り入れながら、これまで取り組んできた学校防災の取組の検証と、今後、新たに必要となる取組や、既存の取組の見直しについて検討が必要と考え、本会議を立ち上げたものです。

本会議での検討事項につきましては、要綱第2に記載がある通り、三つの内容を検討していただくことになります。会議につきましては、要綱第4の規定により、必要に応じて開催することとなっておりますが、事務局としましては、5回程度の会議を見込んでおります。初回である本日は、これまでの取組等の説明及び委員からの自由意見を聴取し、次回以降の会議の中で、これまでの取組の検証や現行の取組を、改善案及び新たな取組案について議論を深めていただく予定です。取りまとめにつきましては、令和3年度以降の政策に反映させるため、来年度の秋から冬までの間に、提言としてまとめていただければと考えております。

以上、現学校防災体制の在り方検討会議の趣旨等について説明させていただきます。

	<p>ました。円滑な会議運営につきまして、皆様の御理解と御協力のほどよろしくお願ひいたします。</p>
<p>三浦総括 16:40</p>	<p>それでは、これから議事に入ります前に、委員長等の選出を行います。まずは、委員長につきまして、自薦、他薦があれば、いただけますでしょうか。</p> <p>麻生川委員お願ひいたします。</p>
<p>麻生川委員</p>	<p>専門家でもいらっしゃいます今村先生がいらっしゃるので、先生にお願ひできたらと思いますが。</p>
<p>三浦総括</p>	<p>ただいま、今村委員の御推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。 (お願ひします)</p> <p>それでは続きまして、副委員長につきまして、いかがいたしましょうか。</p>
<p>今村委員長</p>	<p>副委員長の方は、今私を委員長に選出していただきましたので、私の方から推薦させていただきたいと思ひますけども、戸田先生にお願ひできればと思ひます。</p>
<p>三浦総括</p>	<p>副委員長につきまして、戸田委員のお声があがりましたが、皆様いかがでしょうか。(お願ひします)</p> <p>それでは、委員長につきましては、東北大学災害科学国際研究所所長、今村文彦様。副委員長につきましては、学校安全教育研究所所長の戸田芳雄様にお願ひしたいと思います。</p> <p>今村委員長、委員長席の方に御移動をお願ひいたします。以降の進行につきましては、宮城県学校防災体制在り方検討会議設置要綱第3第4の規定により、委員長にお願ひいたします。</p>
<p>今村委員長 16:48</p>	<p>それでは、議事に入る前に委員長を仰せつかりました、改めて謹んで引き受けさせていただきますと思ひます。</p> <p>3.11でございますけども、一言で言いますと、人類が過去経験したことの無い広域で、しかも甚大な災害でございます。沿岸部のみならず、東日本また全国に影響するような大災害あり、特に宮城県におきましては、学校等での被害が甚大でございました。これを受けて、宮城県又は様々な地域で、改めて学校防災教育や学校安全体制を検討していただいているところであります。</p> <p>先ほどご説明ありました通りに、昨年の最高裁の決定を受けまして、改めて宮城県でどういう対応を今現在していただいて、今後何が必要なのか、この検討会は在り方ということでございますので、本来の防災教育のあるべき姿を、様々な専門の先生方に御出席いただいておりますので、議論していただきたいと思ひ</p>

駒木課長
16:53

す。おそらく短期的では難しい課題もあります。中長期的に整理しながら、確実に宮城県で実施をしていただきたいと思います。その効果や影響というのは、全国にぜひ波及をしていただき、いわゆる未災地と言われている南海または首都直下など様々な災害がございます。風水害もございますので、それぞれに対して、学校、特に児童生徒の命をきちんと守るという方向を固めていただきたいと思います。今回の検討会は限りある機会ではございますけれども、そのあるべき姿を皆様と議論させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは議事を進めさせていただきたいと思います。まずは6の報告でよろしいでしょうか。これまでの防災に係る取組、また2番としては判決の内容、国の対応等でございます。まず1番ということで、学校防災に係る取組の現状について、事務局からお願いいたします。

それでは引き続き私の方から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。お配りしております資料2の、学校防災に係る取組状況に沿って、東日本大震災以降、宮城県がこれまで取り組んできた学校防災に係る取組について、主なものを説明させていただきます。

1ページのこれまでの学校防災に係る取組状況一覧をご覧ください。これまで、宮城県教育委員会が取り組んできた施策は、制度、計画の整備、成果物と、事業研修会、事業その他、この四つに分類され、16の取組を実施して参りました。そのうち、学校防災体制の整備につきましては、学校における地域と連携した防災体制の構築と、防災教育の推進を図るため、表の一番上に記載しております。防災主任及び防災担当主幹教諭を平成24年度より配置しております。防災主任についてはすべての学校に、防災担当主幹教諭の役割を引き継いでいる安全担当主幹教員については、現在、地域拠点校78校に配置しております。

2ページをお開きください。宮城県における学校安全に係る取組指針となっている、みやぎ学校安全基本指針でございますが、この指針は児童生徒に、危険を回避する力と、他者や社会の安全に貢献できる心を育むため、平成24年度に策定したものです。委員の皆様には、本日参考資料1として配付しておりますが、東日本大震災の経験を踏まえた、後世に伝えたい八つの教訓を掲載するとともに、発達段階に応じて、いつどこで何を教えるかを具体的に提示しており、災害安全はもとより、交通安全や生活安全の領域も網羅する形でまとめております。構成は資料に記載の通りとなっておりますので、後程参考資料1で確認いただけますと幸いです。

3ページをご覧ください。本県の防災教育の土台となっている防災教育副読本、「未来へのきずな」について説明いたします。この副読本は、東日本大震災の教訓や、先ほど説明したみやぎ学校安全基本指針の内容及び震災復興に関して教材化したもので、児童生徒等の災害への対応力を高めるとともに、防災意識の内面

化を図るため、平成 25 年度から段階的に策定し、県内すべての公立の小中高校で活用されております。副読本以外にも、学研と連携して作成したマンガ版「地震津波防災の秘密」や、災害発生時に被災地で使用できる「学校再開ハンドブック」を作成し、本日参考資料の 4、5 として配布しておりますので、こちらも後ほど御覧いただくと幸いです。

4 ページをお開きください。学校安全教育指導者研修会についてです。こちらは、各教育事務所単位の県内 5 つの圏域で安全 3 領域について、毎年 10 月から 11 月にかけて行っている研修会です。本年度は、交通安全に関わる児童生徒の理解と、スキルの獲得に向けた指導の在り方に関する内容で構成し、来年度は災害安全に係る、避難訓練の強化に関連する内容で実施する予定であります。

5 ページをご覧ください。安全教育総合推進ネットワーク会議につきましては、関係機関の情報共有を目的に設置しているもので、4 月に行われた全体の会議をベースにして、6 月から 7 月にかけて県内 5 圏域ごとに開催しております。学校安全の推進に向けて、地域や関係機関と学校が連携を強化し、平時から相互に顔が見える関係性を築けるようになったほか、6 ページにあります学校防災に係る専門性の高い最新の情報をまとめ、県内の学校や教育行政機関等に定期的に発信する学校防災便り「ぼうさい福袋」は、相互に顔が見える関係性から発展した取組であります。

7 ページをご覧ください。未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラムにつきましては、学校安全に係る著名な講師を招いた特別講演のほか、他の都道府県の先進事例の発表や関係機関からの最新情報の提供等、本県の学校安全、3 領域のさらなる発展に向けて、県内外に広く取組を発信し、共有することを目的に平成 27 年度から取り組んでいるものでございます。配布している参考資料 6 の通り、本年度は、昨年 11 月 20 日に岩沼市において開催しております。

8 ページをお開きください。学校防災マニュアルの点検及び改善指導につきましては、環境の変化や社会情勢の変化等に対応した、より実効性の高いマニュアルの整備を目指し、毎年、各学校のマニュアルをチェックし、改善指導を行っております。今年度は、みやぎ学校安全基本指針にある、26 項目からなるチェックリストを 30 項目に増やして点検を実施しております。

9 ページをご覧ください。東北大学災害科学国際研究所と共同研究で取り組んでいる避難訓練指導パッケージにつきましては、震災から 9 年が経過し、先輩教員からの震災経験の伝承が難しくなっている中、児童生徒の命を守りぬく意識と、スキルを獲得していくことを目的に、避難訓練のチェックリスト、手引き及び訓練動画 DVD を作成するもので、今年度中に完成させ、安全担当主幹教諭が配置される県内の学校のほか、南海トラフや首都直下地震の被害が予想される自治体の提供も検討しております。

10 ページをお開きください。学校安全総合支援事業につきましては、学校における安全教育及び安全管理の充実を図るため国庫委託金を活用して実施してい

る事業で、これまで、石巻市における防災マップの作成や、学校安全に係る系統的なカリキュラムの開発など、モデル地域を選定して進めてきました。

11 ページをご覧ください。防災ジュニアリーダー養成研修会につきましては、次世代のリーダーとして、地域の防災活動の担い手を育成するために、防災に関する知識や技術を習得し、防災や減災への取組に自発的に参加活動する高校生を、みやぎ防災ジュニアリーダーとして養成しようとする事業で、今年度は将来の宮城、そして全国の防災活動を支える、県内外合わせて 100 人の高校生が参加しました。

12 ページをお開きください。災害時学校支援チームにつきましては、防災についての専門的な知識と実践的対応能力を備えた構成員を養成し、県内及び他府県等において、大規模な災害が発生した際に、その要請に基づき、教育復興支援を行う集団をリスト化したもので、今年度 3 回の養成研修会すべてを受講した 28 名が名簿に登録されました。

以上、本県の学校防災に係るこれまでの取組について、主なものを説明させていただきましたが、これらの取組の成果につきましては、参考資料 7 の学校安全に関する実態調査において経年でまとめておりますので、後ほど御覧ください。説明は以上となります。

今村委員長
17:07

報告の 1 ということで取組を報告いただきました。様々な先進的な取組でございますが、当時必要であったということございまして、これが十分であるかどうか、これについてぜひご審議いただきたいと思っております。では引き続きまして、確定控訴、判決の概要をご説明いたします。

中村課長
17:08

教職員課長の中村でございます。私からは昨年 10 月 10 日付の最高裁判所の決定を受けて確定した、平成 30 年 4 月 26 日の仙台高等裁判所の判決について御説明申し上げます。

資料 3 になります。実際の判決文は相当のページ数となりますけれども、お手元にあるお配りしております判決骨子は、裁判所が作成したものですけれども、これに基づきまして、学校安全に関するところを中心に説明させていただきます。

まず 3 ページ目をご覧ください。第 1 審被告石巻市の国家賠償法 1 条 1 項の責任を御覧ください。1 項ですが、平成 23 年 3 月 11 日以前に想定されていた地震の記述があります。これらをもって本件想定地震とされています。次に、2、及び、その次のページの 3 ですけれども、こちらは、安全確保義務を法的に整理している箇所でありまして、3 ページの 1 番下の行から次のページにかけてのところですが、石巻市教育委員会が市内各学校長宛てに平成 22 年 4 月 30 日を期限に、危機管理マニュアルの作成・改訂作業を行うよう文書を発出したことによつて、校長らの危機管理マニュアルの作成・改訂業務、具体的に定まり、次の 4 ページ 3 の 5 行目以降ですけれども、市教委及び校長らは、学校保健安全法 26 条

ないし 29 条に基づき、本件想定地震により発生する津波の危険から、大川小に在籍していた児童の生命身体の安全を確保すべき義務を負っていた。その安全確保義務は、個々の在籍児童及びその保護者に対する具体的な職務上の任務を構成するに至ったと解するのが相当とされました。

次に 4 の 1 番最後の行からですけれども、校長らがこの安全確保義務を遺漏なく遂行されるために必要とされる知識及び経験は、釜谷地区の地域住民が有していた平均的な知識及び経験よりも、はるかに高いレベルのものでなければならぬところ、校長らはそれらを収集蓄積できる職務上の立場にあったといえることから、津波に対する予見可能性の有無は、それを前提として判断されなければならないとされました。

5 ページ目につきましては、宮城県防災会議地震対策等専門部会が作成した、平成 16 年報告、及び平成 23 年報告は、津波浸水予測には相当の誤差があることを前提として利用する必要があった上、大川小が本件想定地震によって発生する津波によって被災する可能性があるかどうかを検討するに際しては、津波浸水域予測を概略の想定結果にとらえた上で、大川小の実際の立地条件に照らした、より詳細な検討が必要であったとされています。そして、そのページの中程から下ですけれども、記載されているような知見を総合して詳細な検討を行えば、大川小が津波浸水域に含まれていなかったとしても、大川小が本件想定地震により発生する津波の被害を受ける危険性はあったという区域であり、平成 22 年 4 月 30 日の時点において、校長等がそれを予見することは十分可能であったとされました。

6 ページ目の 6 及び 7 のところですが、石巻市が策定したハザードマップや、地域防災計画に対する評価が記載されておりますけれども、具体的には、6 行目終わりの部分あたりからですけれども、津波ハザードマップ上に、大川小が、本件想定地震により津波が発生した場合の避難場所として指定されていたことは、結論として誤りであったとされるべきであり、平成 20 年 6 月に策定した地域防災計画において、7 ページの 2 行目あたりに飛びますけれども、大川小が立地する釜谷字山根を避難対象地区から除外する合理的理由は無かったとされました。そして 8 の部分ですけれども、校長等の津波被災の予見可能性について、これらの事象をもって予見できなかったとすることは相当ではないとされ、8 の 6 行目の中程からあるように、教師は児童生徒の安全を確保するために、学校設置者から提供される情報等についても、独自の立場からこれを批判的に検討することが要請される場合もあるのであって、津波ハザードマップ及び地域防災計画は、いずれも児童生徒の安全に直接関わるものであるから、独自の立場からその信頼性等について検討することが要請されていたというべきであるとされました。その上で、石巻市教委は学校保健安全法 29 条 1 項に基づき、大川小学校に対し、具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルの作成を指導し、内容に不備がある時には、その是正を指導すべき義務があったとされました。そして 10

のところでは、校長は平成22年4月30日までに、危機管理マニュアルを提出したが、第三次避難に係る部分には、近隣の空き地、公園等と記載されているだけで、避難経路及び避難方法については、何ら記載が存在しなかったことから、安全確保義務を怠ったものと認めるのが相当であるとされました。また、次の8ページの2行目のところですが、石巻市教委は、平成22年5月1日以降、危機管理マニュアル中の第三次避難に係る部分に不備があることを知ることができたにもかかわらず、内容を確認せず不備を指摘して是正させようと指導をしなかったとされました。そして、11につきまして、第三次避難場所としてバットの森を定め、かつ避難経路及び避難方法について三角地帯経由とし、徒歩で向かうと記載してあれば、午後3時30分までには十分標高20メートルを超えるバットの森に到達することができ、被災を回避できたものと認められるとされました。

以上のことから12に記載の通り、校長等は危機管理マニュアル中に児童を安全に避難させるのに適した第三次避難場所を定め、かつ、避難経路及び避難方法を記載するなどして、改訂すべき義務を負っていたものであり、平成22年3月11日の時点においては、個々の在籍児童及び保護者に対する具体的な職務上の義務を構成するに至っていたところ、これを過失によって懈怠したものであるから、石巻市は国家賠償法1条1項の責任を免れないとされたものです。

資料の説明については以上です。

今村委員長
17:14

概要ではございますが、非常に重要な提言がここに示されております。これを受けて、新たな防災教育、学校安全の提案をしていただきたいと思います。では、国の対応状況ということで、数値の紹介をお願いいたします。

駒木課長
17:15

それでは私の方から着座で失礼いたします。お手元の資料、資料4を御覧ください。国の対応状況について説明いたします。

文部科学省では、昨年10月の大川小学校事故訴訟にかかる最高裁決定を受け、12月5日付けで、各都道府県指定都市教育委員会学校安全主管課長等宛てに、「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について」と題した通知を発出し、学校安全計画や危機管理マニュアル、学校、家庭、地域、関係機関等との連携、協働の体制について見直すことを求める内容となっております。具体的には2ページのアンダーラインに記載の通り、学校安全計画については策定するとともに、年間を通じた取組で得られた成果や課題を踏まえて、定期的に見直しを図っていくことが求められ、また、実践的な防災教育の推進については、3ページのアンダーラインに記載の通り、学校と家庭や地域が連携した防災教育を実践することを求めています。さらに、危機管理マニュアルの作成、見直しにあたっては、防災避難訓練等の反省・課題や、地域住民、関係機関の専門家等の助言をふまえて、適時見直しを行うことと、及び複数の避難場所や避難

経路を策定することなどを求めています。加えて、4 ページの中段から下段にかけて、アンダーラインで記載の通り、水防法、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく取組についても、要配慮者利用施設等の該当する学校が避難確保計画の作成、及び避難訓練の実施が義務づけられたことから、該当する学校については、管理マニュアルに必要関係事項を記載することが求められています。また、5 ページの下段のアンダーラインで記載の通り、家庭、地域、関係機関との連携、協働について、学校は取組を推進する際に、家庭や地域住民、関係機関等に意見・助言を聴取することや、作成した学校安全計画及び危機管理マニュアルに基づき、協力体制を整備することが重要だと述べています。

以上簡単でございますが、国の通知の概要について説明いたしました。大川小学校の事故も含め、東日本大震災で最も大きな被害を負った本県としましては、示された注意点を分析し、改めてこれまで取組と照らし合わせる作業をこの検討会議において丁寧に行いながら、今後の対応を検討して参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今村委員長
17:21

ただいま3点、ご紹介いただきましたが、今の報告について確認の質問等ございましたら、ご発言をいただきたいと思っておりますけれども、この後に討議に移りたいと思っております。先ほど、3点の報告を受けながら、宮城県がこれまで進めてきた、学校防災の取組について、また、この学校防災の再構築も必要だと思います。改善の在り方について、各委員の方からご意見をいただきたいと思っております。時間の制約もありますので、十分程度お話いただくと幸いです。

それでは、先ほど委員の紹介ございましたので、名簿順に進めたいと思っております。まずは多賀城市教育委員会の麻生川委員からお願いいたします。

麻生川委員
17:22

それでは私の方から、宮城県の取組などについての、私自身の感想も含めまして意見を述べさせていただければと思います。県の取組については、私も資料の方を見させていただいて、本当に詳細な取組、それから詳細な資料ができ上がっているなというふうに改めて確認いたしました。本当に真摯な取組に敬意を表したいなと思っておりました。その上で、私自身思ったことですが、たくさんの資料があり、そしてたくさんの事業はありますが、これが現実の学校教育の中で、一人一人の防災の力にどのようにつなげていくのか。学校だけではなく、家庭地域もその意識、それから判断力、行動力というところにつなげ、高めていくことが求められているのかなというふうに思いました。私自身防災の力というのは、1人の素晴らしいリーダーがいて、その人が判断するというよりも、やはりみんなでんこと言われるように一人一人の力が伸びていかないと防災の力は発揮できないのではないかと感じており、そういう部分が必要なのだろうと自分自身も思いました。

それからもう1点は、私自身が感じたことですけれども、心のケアという部分も、細かくは基本指針の中にも述べられていたわけですが、私自身心の被災という部分が、災害そのものから来る被災と同時に、子供たちの心の傷というのは災害そのものからくる傷だけではなくて、災害で傷ついた御両親、それから、おじいちゃんおばあちゃんの状況などからも非常にストレスが子供たちにかかってくる。特に被災以降の関係ですけれども、そういう影響が結構あったように思います。家庭からのストレスという部分も、やはりきちんと見ていかなくてはいけないかなと思います。特に御両親が心の傷を受けた場合、この傷はなかなか回復していかない場合、被災後に生まれてきたお子さんに、やはりご両親の影響があるということもあるのではないかなと考えております。被災していないから影響はないという考える人もおりますが、やはり家庭の御両親の被災が子供たちに与える影響っていうのもあるのではないかなというふうに私は思っております。そういう部分を考えていく必要があるかなというふうに思いました。

私自身の経験からということでも少し述べさせていただきますと、私は戸倉小学校というところにいたわけですが、随分津波のことについては備えていたつもりでしたし、考えていたつもりですが、3.11の際には非常に苦しい判断をしなくてはならない場面がたくさんあり、本当に思ってもいなかったことがありました。私自身想定の部分と科学的な知見の部分があると思うのですが、最終的な部分は、やはり人間の力というのがこの防災に大きな影響を与えていると思っております。思ってもいないことが起こるということを、やはり一人一人が思うということがとても大切で、想定外のリスクとして二つ考えなくては思っております。

一つは、想定がきちんとされているのにもかかわらず、その通りできないという人間の特質があるということ。これは自分自身もそうでしたが、思った行動がなかなかできなかったことが実際にありました。これは正常性バイアスとかパニックというふうに言われていることですが、想定していたにもかかわらず、できなくなってしまうというリスクがあると思っております。先ほどお話しましたが、知恵というものを行動力というところでどういうふうに高めていくのかが大きいと思います。忘れないようにするためにはどうすればいいかというのが、大きな課題だと思っております。

もう一つは、想定していてもできないということです。想定そのものが今の状態では不完全ではないかというふうに思っています。例えば、避難場所を複数作るとありましたが、複数あるとどちらを選ぶかということで、やはり迷いがある場合に出てくると思います。どちらにも危険性があるような場合には、やはりそこで苦しい選択というのが必ずつきまとうと思います。その時に、やはりどのように自分で判断して行動をとるかという部分が、非常に現場では求められると思います。本当に思ってもいないことが起こる。これは科学的な知見は非常に高度なものがあるかと思いますが、自然も刻々と変化をしている状況が今あります。そうしますと、自然のとらえ方もどんどん変わるかもしれない。それを構成してい

かなければならないという想定があるかと思います。ですから、私は今、人間は自然をすべて100%見切れていないのではないかなと思っていますが、そういう中で自分が思ってもいない状況に置かれてしまう、マニュアルが使えないような状況が出てくるかもしれないということも、想定しておく必要があるのではないかなと思っています。マニュアルが使えないような状態というのが、私の戸倉小学校でも結構ありました。具体的には、想定外も起こりうるという覚悟を持っておくということが一つ。それから、想定外かどうかを見極める目を持っておくということが二つだと思っています。想定外であるかどうかを見極めるためには、想定をしっかりと行っておかないと想定外がわからないと思います。やはり、地域ならではの独自性というものが必ずあると思いますので、徹底的に把握しておくということが必要なのではないかなというふうに思います。そして、臨機応変の対応をとらなくてはならないというふうに思います。正解がない判断をしなくてはならないというふうな状況が私の時にはありました。やはり、100点満点の答えは見つからないので、より良いかなと思うところで行動する。どちらかという賭けのような形で動かなくてはならないってということも考えておかななくてはいいのかなというふうに思いました。

もう一つ大切なのは、地域の力だと思います。1人だとなかなか判断が狂ってしまうところを、地域の力で乗り越えられる、先ほどの正解のない判断を、思い切ってするためには、地域のまとまり、逃げている集団のまとまりというのがとても大切で、普段からの信頼関係づくりが大切だと思います。以上です。

今村委員長
17:32

想定外への対応、知識や意識から判断力を上げる、また正解のない状況でございますが、適切な行動を地域と連携しながら、また地域の力をいただきながらどう対応するかという内容でした。それでは次に弁護士の立場から岡本委員からお願いいたします。

岡本委員
17:33

この度委員を拝命いたしました岡本正です。私自身は、学校現場を直接扱ってはおりません。弁護士をしています。岩手大学地域防災研究センター客員教授も務めております。東日本大震災を契機として、災害復興法学という分野を立ち上げ、慶應義塾大学を初めとして、災害復興法学教育という形で、復興や防災に関わる教育を行っています。また弁護士キャリアの中で、内閣府に2年間と、その後文部科学省原子力損害賠償紛争解決センターに6年弱の合計約8年間にわたって、国家公務員として勤務した経験があります。このような災害復興政策に関わった経験から、先ほど御説明がありました大川小学校事件の判決などを無駄にすることなく教訓で残すにはどうしたらいいかということの研究して起きておりますので、これらの知見からご協力できたらと考えております。

東日本大震災及び原子力発電所事故により、多くの方が犠牲になられたことに対して、心よりお見舞いを申し上げます。また、復興ということ考

えますと、生活の再建、或いは人間の復興という言葉も使いますが、まだまだ課題が残っております。

各地で津波が起きたことで多くの裁判が起きました。少なくとも、大川小学校含めて九つの事件で第一審判決があったと意識しております。銀行、保育所、学校、自動車学校、幼稚園、公共施設など様々です。

本検討会は、防災体制の在り方ということです。大川小学校に限らず、様々な第三者委員会の報告や裁判を通じて、事実の検証が行われております。そして、裁判例自体にも極めて精緻な前提事実の認定というものがされております。我々はこれらの事実から教訓をしっかりと酌み取っていくべきではないだろうかというところが、総合的なご提案になります。

裁判例から検証的な視点で教訓を抽出する作業、これをやはり貪欲に行っていく必要があるのではないかと考えています。最終判断となった最高裁や控訴審で現れている事実だけではなく、和解で終わった事件についても、第一審判決などで裁判所が認定した一つの事実というものを重たく受けとめながら、それらの事実を尊重したうえで、学ぶべき姿勢を持っていくべきだということです。

損害賠償責任や国家賠償責任があるということの結論だけではなく、安全配慮義務違反や過失責任があるかという部分だけではなく、前提事実として認定された事実関係にも着目して、もしかしたら別の手段を選択したり準備をしていたりすることで、危険を回避できたのではないかという視点で、想像力を働かせながら改めて防災体制に反映できる部分を検討していくという作業が、振り返って必要なのではないかと考えております。例えば、企業経営者にとってみれば、安全配慮義務や内部統制に資する教訓を抽出すべく、裁判例をレビューしていくことは不可欠な作業になって参ります。これらの論点はすでに日本災害復興学会や日本私法学会等での研究会などで議論されているところです。今後、得られた知見を、みやぎ学校安全基本指針や、防災マニュアルに反映できないかというところをご提示できればと考えています。

裁判経過を注視して参りますと、大きな教訓が二つ浮かんできていると考えています。一つは災害が発生した後における、現場の人間や残された職員が、情報をいかに収集して伝達し、しかるべき担当者或いは判断権者に伝え共有できるかという視点です。これを実現するためには事前にある程度の設備、装備、マニュアルというものがが必要です。加えて、仮にトップがいなかったり、担当者がいなかったりする場合における判断権限は誰なのか。権限の移譲がしっかりと自動的に行われるのだろうかという視点が整備されたマニュアルが存在しなければなりません。多くの津波を原因とした訴訟ではこのような観点を読み取ることができると考えております。

もう一つは、危機管理マニュアルそのものの周知とこれに基づいた訓練です。避難場所を想定できる範囲では、マニュアルをしっかりと作り、場合によっては事件・事故が起きてしまったときに、マニュアル以上の対策を想像できる土壌が必

要だろうと思います。

この点では、ジェームズ・リーズンによるスイスチーズモデルが参考になります。現場のヒューマンエラーと潜在的要因とは分けて考えるという考え方です。これらをしっかりと頭に入れながら、もう一度振り返って裁判例に現れてきた事実関係を見ていくわけです。それによって、多くの教訓を読み取ることができるのではないかと、逆にそういうことをしなければ、いけないのではないかとというふうに考えています。

裁判例に学ぶという手法で防災教育を実際に行っていくことは、多くの方にとっても真剣に考えていただける機会になります。学校やそれ以外の組織の現場に、安全意識というものを波及できる手法となる余地はあると思っております。実際に、産学官への研修セミナープログラムとしても実践しているところではありますし、一定の手応えは感じております。裁判の結論部分だけではなくて、認定してきた前提事実の部分にも焦点を当てて見ていくことを提案したいと思います。

最後に、先ほどご紹介いただきました、これまでの宮城県の実践についてのコメントを申し上げたいと思います。危機管理に関する考え方や、みやぎ学校安全基本指針を拝見いたしますと、理論的なところも含めて整理されているなという印象を持っております。ここに、これまで申し上げた、裁判例から読み取る視点というものも加えていただけたらと考えております。一方で、やはり大切なのは、設備装備や堤防だけではなく、やはり人の教育であります。人が判断を迫られる場面というものが必ず到来するわけです。このときに、しっかりとした防災教育を受けて来られたのか。その方自身がそこで急にスーパーマンのような知見を持つことはできませんから、今まで与えられて受けてきた教育や研修というものがあつたかどうかで、判断が左右されると思います。そういたしますと、裁判例で個人の過失に言及する部分がかかれておりますけれども、その個人の意識というものよりは、むしろその意思決定を支えるべきであった教育委員会であるとか行政側の支援体制があつたかどうかや、現場の判断指針などを行政側から示しているのかどうかというところは、今一度確認していただきたいと思っております。

人の教育が必要だという観点からは、大阪教育大学附属池田小学校の元校長先生の話が何度か聞かせていただいた中でも繰り返されていることで、印象が強かったので申し上げさせていただきました。

防災教育や安全管理のマニュアルの教育も、1人のエキスパートがいればよいという問題ではないと思っております。全員が少しずつでも、立場を理解しておくだけで、かなり防災力は変わるという認識です。これは安全分野だけではなく、いろいろな新しい法律やセキュリティの分野ですとか、労働の分野でも同じです。最低限の共通認識を持った組織というものが、やはり災害時には機能的な組織として動けるという印象がありますので、そのような組織内における担当者の教育方針を定めていただけたらよいのではないかと考えています。判決に現れた事例か

<p>今村委員長 17:44</p>	<p>ら教訓を読み取り、抽出していく作業を、大川小学校に関する裁判の確定判決が出たことによって、改めてやっていく時期になったのかなと思います。</p> <p>法律の専門の立場から、裁判の判例を結論だけでなく、それぞれの事例、また、いろいろな情報を読み解く。改めて、なぜ過失という判例をされたかというプロセスを我々も考えていかななくてはと思います。</p> <p>先ほど今回の最高裁のご紹介がありましたが、これを踏まえて、現場でどう取り組んでいけば良いかをもう少しお話しただければと思います。</p>
<p>岡本委員 17:45</p>	<p>先ほども申し上げた通りですが、判決というものは、あくまで一つの結論を出さなければならない場ではありますが、裁判例や検証報告書が認定した事実をもう一度見直していけば、いろいろなヒントが得られるのではないかと思います。危機管理の視点、或いは安全教育の視点、後から見直していけば、いろいろな視点が得られるのではないかと思います。裁判例について、そういう使い方をしていただきたいということは、繰り返しになりますけども、ぜひ申し上げておきたいと思います。</p>
<p>今村委員長 17:47</p>	<p>それでは引き続きまして、学校安全研究教育研究所の戸田委員からお話いただきたいと思います。戸田委員は全国の防災教育についていろいろアドバイスをいただいております。</p>
<p>戸田委員 17:48</p>	<p>発言の前に、冒頭教育長からも御発言がございましたが、東日本大震災の津波によって被害に遭われた大川小学校の児童の皆さん、教職員の方々、それから、その他大川小学校以外にも、多くの方々が亡くなりましたが、本当に心から哀悼の意を表したいと思っておりますし、ご家族の皆様にも心からお見舞いを申し上げます。</p> <p>私たちは、亡くなった命を取り戻すことは永遠に不可能でかなわないわけですが、私ができることはないかというふうに考えたときには、再びこのような被害、大きな被害が発生しないよう全力を傾け、それぞれの立場で努力をすることが必要かというふうに思っております。そういう意味では、今まで安全教育に関わらせてきていただいた私としましても、このような機会をいただいたということに感謝を申し上げます。</p> <p>何か参考になるかと思い、自分なりにいろいろな参考資料を見させていただき、改めてこれまでの安全教育のことを中心に、お話をさせていただきたいと思います。</p> <p>一つは、まずこれまでの防災教育はどうだったのかということ振り返ってみました。そうしますとターニングポイントは、私見ですが大きくは二つあり、阪神淡路大震災と、東日本大震災だと思っています。それから、附属池田小学校事</p>

件など、日本でいろいろな事件がありまして、私は給食の死亡事故などで行政に関わっておりまして、具体的な対応などもやらせていただいた経験もございます。そういうことを振り返りながら、実は阪神淡路大震災以前の防災教育は、どういふ防災教育をやっていたかという、火災相定の避難訓練を年に2回やるのが防災教育だというふうなレベルでした。先生方も、教育委員会の方たちも、やっぱり非常に低い防災意識でなかったかと思っております。従って、取組もそれだけ低いレベルしか行われていなかったということで、東京都では避難訓練等、当時月一回程度の避難訓練を実施しており、関東大震災の経験が生きていたわけです。しかし、それ以外のところでは、避難訓練を2回実施し、以上が防災ですというのが現状でした。東京以外にも例外がありまして、宮城県は、宮城県沖地震が定期的に起こることから、学校の中でもそれぞれ海岸に近いところなのかもしれないが、防災教育というのは丁寧に丁寧に行われていました。避難訓練だけではなく、地震というメカニズムで、その津波というのを全国や東京ではあまり念頭になかった津波というものを大事にして、ずっと取り組まれてきたという意味では、非常にその危機意識は蓄積されてきていました。ただ、その想定した範囲を超える大きな、深刻な災害であったのが、今回の東日本大震災であったのであります。そういう中で、阪神淡路大震災以降、耐震工事の耐震化を進めていましたし、防災教育も以前よりは学級活動とか、理科でもう少しやろうとか、保健体育の中でやろうとか、宮城県だけではなく、少しずつ教育課程の中に取り入れられるというところだったわけですが、大きなターニングポイントになった東日本大震災では、やはり一層それが必要だよということで、必要性が拡充される事態に至ったのではないかと思います。それ以降、宮城県は子供向けの副読本を、それから保護者の方が読んで面白くような「地震津波防災の秘密」とかですね、そういう読み物なども含めながら防災教育を進められて、それから指針とか、通知とか様々な形で行政的にも指導されてきているのではないかと思います。

そういった中であっても、判決でそんなこと言われたけどどうなんだろうということで、私もちょっと違った視点から判決を受けとめましたけど、実はキーワードとしては、やはり主体性と具体性と地域性というような感じがあります。

何かというと、ちゃんと各学校の先生とか管理職とか、或いは教育委員会の担当者とか関係者が、それぞれの役割から防災教育をしっかりしなければいけないということを、本当にみんなが持っていたかどうか、持ちなさいよっていうことを、この判決では言われてるのではないかと思います。

それから、いろいろ県や市町村で資料を作ったり、通知したりしましたが、それがやはり各学校にしっかり浸透していなかったのではないかと。各学校で避難場所を、例えば何とか広場だったり、何とかの森だったり、具体的にきちんとして示すということ、地域性とかとても重要なことですね。というようなことで、主体性と、それから地域性を大事にしながら、具体的に計画を作ったり、取り組んだりするということが非常に不足だったのではないかっていうのが、実は

私は安全教育をこれまでの研究してきた立場から見た、判決の意味ということでございまして、そういう視点から、主体性を持って具体的に地域性を大事にしながら取り組むということ、これまでの取組をおさらいして進めなければいけないのではないかとこのように考えております。

そうすると、例えばどんなことが必要かと、今後の取組でどんなことが必要なんだろうかとこのことを考えますと、例えば、基本的にはその学校の教育活動、あるいは子供がいる時は、安全というのが前提となっている中で行われているというものを共通理解して、子供や教職員の命を守る。そのためには何が必要なのか。これまでやったことを批判的に見ながら、改善していくことはとても重要なことなんだろうと思っております。

あとは項目だけ申し上げます。具体的には、学校安全計画とか、危機管理マニュアル、防災マニュアルは、本当にこれでうちの学校は大丈夫なの。これで子供たちの命は守れるの。と問い返す必要はあると思っております。そういう問い返す機会を、教育委員会などの研修とかいろいろな中でやって、教育委員会からやりなさいというだけではなく、あなたの学校で本当にそれで子供たちの命を守れますかという研修スタイルであれば、演習とか実習とか、そういうものを含めてやっていくことが、今子供たちに求めている思考力、判断力、表現力というのは、今こそ教職員に求められていることはないかと。そういう視点でもう1回見直していただく必要があると思っております。あるいは、それができるような研修を設定する必要があると思っております。

それから二つ目は、これまでの資料はいろいろたくさんありますが、これ以外にもたくさんあって、各学校でも、例えば仙台市の七郷小学校さんなんかは研究開発学校で、改めて教科に設定して実際にやられている3年間の資料を、幅広く啓発として出していただきまして、それぞれ参考にされてるとこのように思いますが、そういう様々な資料は、あるからOKではないんですよ。広まって、ある意味無いよりはいいけれど、すぐに役立つものではない。これをどんなふうにして子供たちの教育、あるいは防災安全・管理に生かしていくかということでは、学校安全という研修も大事だと言っているわけです。しっかりやりなさいということなのですが、研修内容だけではなく、どんなふうを実施するかということも重要で、働き方改革の影響もあり、時間が無い、あれもないこれも無いっていうたくさんの「無い」中で、そういう中でも総合的なバランスを見ながらすべきことは安全確保であると。本当に肝に銘じてやるにはどうしたらいいんだろうかということ、例えば宮城プランなるものの内容を規定するのではなく、ちょっと方法論も考えて、実はできるんじゃないか。というふうに思ったんで、その辺のところは具体的な起案でもあったお話です。

それから三つ目は生涯学習の視点からです。子供だけではなくて市民とか県民とか、いろいろな方々が学習したり研修したりするような、その拠点づくりというものを進めていかないといけないと思っております。そのうち熱が冷めると関心も低

くなって、なかなかできなくなってしまう。防災教育は別にいいんじゃないのっていうふうになってしまう。それを避けるために、これまでの教訓とか経験を生かしながら、それを楽しくってというのは大変失礼かもしれませんが、子供たちとか大人だって楽しく学ぶことによって、より自分の防災能力を高めるようなもの、血となり肉となるものになっていくということが、実は必要になってくるのであります。

それから、専門家との連携や地域との連携ってというのは当然に必要で、判決の中で、「地域住民が有していた平均的な知識及び経験よりも、はるかに高いレベルのものでなければならない」というところは、非常に教育委員会や全国の先生方が非常に恐怖におののいているところなのです。どこまでやればいいのかというイメージがあるんです。高い識見ではなくて、防災に関する専門的な知見を持つ訳じゃないんです。その地域住民が有していた平均的な知識及び経験よりも、という意味は、結局、何かあったら場当たりのではなくて、学校で子供たちの命や安全設備のところ、一体どの程度の知識が必要なのか。そのために検証するわけですけど、その辺のところを明らかにしながら、専門家の知見を条件とか、そういう形でうまく連携すればいいのかなということで、専門家や地域と連携していく。それから、記憶や記録のネットワーク化のようなものがどうも必要なんです、今バラバラにいろんなところで大変熱心にやられて蓄積もされています。各学校もそうですが、そういうところが、東日本の地震を体験しなかった子供たち、これがあまり報道されなくなって、その時の記憶とか記録とかを研修だったり研究だったりに役立てるような、そういう方法なんかが必要で、関係の方々とか、そういう記憶や記録をネットワーク化しておく必要があるのかなという感じがあります。

教育の場としての学校の防災教育や防災管理というのは一体何かっていうことを見て、我々も考えていきたいと思えます。以上でございます。

今村委員長
17:59

はい、ありがとうございました。

戸田委員からは様々なご提案をいただきまして、5月より進めていく予定で、ネットワークというようなキーワードをいただいたところです。

それでは引き続きまして、名取市立みどり台中学校、校長でございます。平塚委員から御意見いただきたいと思いますが、まさに現場の学校長、それから御遺族でもあるということで、その思いも含めて、御発言をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

平塚委員
18:00

名取市立みどり台中学校校長の平塚真一郎と申します。

教職の現場に入ってかれこれ30年、家がある石巻を中心に、ずっと中学校畑で過ごして参りました。現在、教職にずっと携わってきたという立場と、震災時に、大川小学校6年生の娘を亡くしたという経験から、両方の立場で、いろいろなど

ところで話をさせてもらっています。

今回このような貴重な機会をいただいたことに、本当に感謝しております。ありがとうございます。私の立場としては、学校現場としての視点、それから遺族の視点から、在り方についていろいろ話をさせてもらえばと思っています。

まずは先ほど、宮城県を取組ということで御紹介がありました。震災以降、宮城県としてだけではなく、特に沿岸部の自治体の取組等を見ますと、本当に震災前とは比べものにならないぐらい、すばらしい取組をしていると感じています。

私も石巻市におりまして、石巻市でもしっかりした取組をやっているし、今お世話になっている名取市においてもそれは同じです。資料で見せていただいた調査結果を見ても、防災のマニュアルや計画は、100%整備されているわけです。もちろんそういう仕組みづくりも大事なのですが、それを運用する人間が大事なわけで、学校で言えば教職員ということになるのですが、その意識を高めていかなければいけないということを常々と思っています。学校という現場は、決まったことに対して、皆で向かっていく、作り上げていくということにすごい力を発揮するのですが、防災に関しては、いつ起こるかわからない、やっていることが果たして正解かどうかかわからないという、答えのないことに向かうことから、どうしても、学校によっては力の入れ方に温度差や意識差があるように思います。今回、大川小学校の判決が出たからということではなく、教育現場にいる者としては、学校管理下において命は守られるべきだし、犠牲を出してはいけないと強く思っています。そのための「仕組みづくり」とともに大切なのが「人づくり」。それは教職員のことであり、児童生徒の教育でもあります。

今回、防災体制在り方検討会議ということで、「防災」に目が行きがちですが、教育現場でいうと「安全教育」、つまり災害安全・生活安全・交通安全の3領域の視点から考えていかなければいけないと思っています。3領域とも本質的なところは同じで、「自分ごと」としてどう捉えるのか、そこにどう想像力を発揮して自分の身を自分で守るという意識を持てるのか、他者の命を守るという意識を持てるのかということ。そういう意味では、防災だけではなく、安全教育という面で捉えていく必要があるかと思っています。そうすれば、沿岸部であろうと内陸部であろうと、地域的な違いがあっても、当然取り組むことは同じになっていくわけで、児童生徒に育まれる力は、防災のことだけではなく、先行き不透明な未来を生き抜く力にもなるものだと考えます。

先ほど示された資料中、「避難訓練指導パッケージ」の目的の中に、「児童生徒の命を守り抜く意識とスキルを獲得していく。」という言葉がありました。まさに「意識」を高め、なおかつ「スキル」を獲得していくという視点で、教職員にも児童生徒にも、必要な枠組みを考えていかなければいけないのだと思います。

個人的には、令和元年が防災を考える上で、大事な年になるのではないかと思います。それは台風19号のように想定を超える災害が、今後普通に起きるものとして考えなければいけないときにきているということです。これから起こる

災害のすべてが想定外と考えたとき、それにどう対処するか、災害対応のできる力を持った人間の育成と、仕組みの構築について、これまでの防災をベースにしながら、さらにバージョンアップしていかないと、おそらくこれから起こりうる想定を超えるような災害には対応できないのではないかと思います。そのため、「主体性」というキーワードは非常に大切で、児童生徒も、そして教職員も、主体的に問題を捉え、考え、取り組む。そうした人間作りが、一番大事なのではないかと思います。

大川小事故裁判のことにに関して言うならば、確かに判決のとおりマニュアルが整備されていれば命は救えたかもしれませんが、東日本大震災で命が救われた他のケースを考えてみると、マニュアルがきちんとしていたから命が救われたとも言えないわけです。そのことを「スイスチーズモデル」で例えるならば、防護壁となったチーズがそこに確実にあったけれど、それが「マニュアル」というチーズとは限らなかったということです。そういったこともやはり今後考えていかなければいけないところかと思えます。

この在り方検討会についても、例えば、学校現場に県としてこういうことをやりなさいということは簡単なのですが、この大川小事故裁判の判決を読めば、「(当該学校の設置者から提供される情報等についても)独自の立場から批判的に検討することを要請される場合もある」とあるように、現場の判断として、こういう情報はあっても、これで果たしていいのかという見方も必要なかなと思うわけです。判断する立場の人間、もしくは判断せざるを得ない状況に直面した人間が、的確に判断する力を身に付けていかないといけないということを、判決文を見て感じました。

最後に、本当に学校だけではなく、地域も含めて皆で命を守る。それから、安全は最初からそこにあるものではなくて、やはり「自分たちで作る」という、そういう意識を持って、取り組めたらいいのかなと思っております。以上です。

今村委員長
18:10

ありがとうございました。防災だけではなく、生活・交通安全をきちんと現場で推進した防災体制づくりについて御発言いただいたかと思います。

それでは引き続きまして、富谷市立成田中学校の支え隊コーディネーターということで、増田委員からご発言いただきたいと思えます。まさに、地域と学校の連携ということで、取組を実施していただいておりますので、よろしく願いいたします。

増田委員
18:11

成田中学校ささえ隊の増田です。

あの震災で、たくさんの方が犠牲になられたこと、また今なお苦しんでいる方たちがいるということを深く心にとどめて、この在り方検討会議に参加して、できる限りのことをしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からの説明それから事前にいただいた資料を読みまして、各学校でも本当に同じくこれを重く受けとめて、その地域で想定しうる災害を考え、それぞれに防災活動避難訓練を行っていると思っております。

では、さらにどんなことが必要かなった場合、子供たちの命を守るためには、どこで被災するかわからない。ということで、やはり先ほどから何度もキーワードに地域との連携というのが出てきましたけれども、地域と連携した防災活動がどうしても必要だと感じております。

まず一つ目の理由としては、地域のことを誰よりもよく知っているのは、住民の方たちだということで、まずそのことを、先生がたは異動していらっしゃる先生もいるので、コミュニケーションをとって、その知識を教えていただき、また信頼関係をそこで築くということがとても大事だと思います。

また大きな災害であれば、そのあと命が守られた後にも長い被災生活というのが続きます。その間、どうやってそれを乗り越えていくか、そこまでも防災だと思います。それはまさにもう地域との連携、協力なくては、なしえないこと。そういうことも想定した防災ということが必要だと思っております。

成田中学校では、総合的な学習の時間として、年1回土曜日を离校日として地域との防災活動を行っています。

1年生は、公民館や福祉施設、店舗保育所等に行ってそこの方たちと一緒に活動します。

2年生は、自分が所属する町内会に行ってその町内会の方達と活動します。

3年生は学校に残り、社協の方たちと一緒に避難所運営をします。

外に出ていった1年生は戻ってくる時には、被災者の役割を持って戻ってきます。自分は高齢者だとか、けが人だとか幼児であるという役割を持って帰ってきます。それを3年生がトリアージし、自分たちが用意した、非常食を配って、それを食べて、終わるという長い時間にわたる、そして地域を巻き込んだ活動です。ここには当然富谷市の協力も得ていますが、外に出ていく子供たちを見守るために警察署、交通指導隊、交通安全協会の方も関わっていますし、消防署の方も関わってくださっています。この日は地域の防災訓練も兼ねているので、1,2年生が帰ってくる時間帯には、地域の方たちも続々と避難所になっている中学校にやってくるというふうになっています。この活動は今年で5年目を迎えました。

実際5年間やってみて、とても感じているもの、思うことがあります。それは、この活動の中で、自分の命の守り方、またけがをした時の応急手当、そういうことを学ぶのはもちろんですけども、地域と関わる機会が少ない子供たちが地域を知る。そして、こういう時には地域の方たちと連携しないことには、大変なことになるという、そういうことを本当に実体験として理解する。また、この日先生方はあまり口を出さない。口を閉ざして、なるべく生徒たちの自主性に任せるとしているので、コミュニケーションをとらなければ、850食の非常食を作るその作業も本当に何も進まない。今まで話したことない友達ともコミュニケーション

ンをとらなければいけない。そこで初めて、こうやって人とコミュニケーションをとらなければ何事も進まないのだということをお子供たちは実体験します。そのような体験をする。これは、先ほども言ったような震災後の日々を乗り越えていくためにも本当に大切なスキルだというふうに感じています。

今、学校働き方改革や、忙しさということが言われていますけれども、成田中学校では総合的学習の時間にこれを位置付けております。そして、今言ったようなことは、防災活動だけではなく、総合的学習としても大変ふさわしいと思っています。これは何か参考になるのではないかなと思っているので、これからの検討会の中でも、参考になるような話があれば、していければいいなと思っていますところです。

最後に一つ、これは学校がなるほどそうだ地域との連携が大事だというふうに思っても、地域、保護者の方たちも同じような意識を持てていただかないと、実現はとても難しい。そこがとても大きな課題であり、また重要なポイントだというふうに感じています。そこをどうしていくかということが、本当にこれを、実現可能なマニュアルにしていくには、検討が必要なところかなと感じています。以上です。

今村委員長
18:20

増田委員、ありがとうございました。

防災とか安全の活動が、もしかしたら、地域の活性化までも、支援できるんじゃないか。そういうお話であったかと思えます。ありがとうございました。

それでは、私の方からも意見を述べさせていただきたいと思えます。少し個別で具体的になるんですけども、資料の2のです。1ページを改めて見ていただきたいと思えます。

震災後に、この宮城県の方で、学校防災に係る様々な取組を本日もご紹介いただきましたが、大変に先進的であり、充実化に向かって進めていただいております。この中身にはやはり今日もお話が出た、まずは知識・意識を持つことが大前提です。その次に様々な状況での判断力があります。最後は、リスクを回避という、命を守る行動力になります。この3段階がそれぞれの施策の中で、どのように位置付けられているのか、もう一度整理をいただきたいと思っております。知識の部分と特に判断力というのは、評価も難しいですが、どこで見ていくのか(評価の視点)、また高度機能する訓練などの導入などが重要であると思えます。その三つの点で、表中にある事業毎にそれぞれの役割を整理していただきたいと思えます。またそれぞれの事業においては、おそらくパートナー・協力者がおられると思えます。専門家、气象台、地域、PTAなど、様々な方がおられ、どういふ方と連携しているのか?どうすると推進できるのか?この表のどこか、もう一つ欄をつけていただいて、記入していただきたい。危機管理の皆さんもおられるので、このあたりは情報も得られるのではないかと思います。そこを詰めながら、

本検討会の第2回があるのですが、どこまでできていて、どこが課題なのか、具体的に見えてくるのではないかと思います。今後必要なのは、批判的な改善だと思います。現状として実施はしているのですけれども、最終目標である様々な災害が起こることが予想される中で、命をどこまで守りきれるのか、を評価する必要があると思います。また、ただ単にやりましたというアンケートではなく、行動変容になるかと思うのですが、どのように変わったのかも含めて、項目を整理していく必要があるかと思います。実は防災の分野では、評価結果に基づく格付していくという仕組みが進んでおります。様々な活動に対して点数化をして、しっかりやっているところにはいろんな融資をしようというインセンティブも図っているところであります。それが学校の教育現場に適するかというのはわからないのですが、参考にしていただければと思います。

改めて、3.11の教訓について触れたいと思います。これが今回の改善、またはあるべき議論するときの原点だと思います。我々が具体的に悲劇を繰り返さないというところで、どういうふう施策として取り入れるのか、今後議論をいただきたいと思います。

それでは、以上、本当に貴重な御意見をいただきました。今後の検討会に対して、方向性を出していただいたのではないかと考えております。

今後、2回目はですね、ぜひ、現状の、やはり評価を具体的にというのは難しいと思うのですが、「やりました」ではない結論を出していただき、専門性の高い先生方から御意見をいただきたいと思います。

それでは、予定した討議までさせていただきましたので、本日の主な議事を終了させていただきたいと思います。進行を事務局の方にお戻しいたします。

三浦総括
18:29

今村委員長、ありがとうございました。
事務局の方から、次回のスケジュール等について説明させていただきます。

村岡補佐
18:30

次回は、5月25日、月曜日の午後4時を予定しております。
今後の作業スケジュールにつきましては、追ってメール等で連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。
最後に、質問等何かございますでしょうか。なければ、以上をもちまして、第1回宮城県学校防災体制在り方検討会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。